

(公印省略)  
県支広第 30044-33 号  
令和 4 年 1 月 11 日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事 }  
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太  
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度  
及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月 11 日（火）に開催しました、第 72 回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（1 月 12 日（水）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ー 前回（1 月 1 日（土）以降）要請からの変更点ー

（1）ガイドライン警戒レベルの変更

警戒レベル「2」：35 市町村

（2）外出・県外移動について

- ・ 3 つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意
- ・ 県外への移動は、十分注意
- ・ 特に、国の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への不要不急の往来は慎重に判断（1/12～：広島県、山口県、沖縄県）

※国の基本的対処方針に変更があれば、その時点で本要請の対象都道府県も変更

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請  
について（1 月 12 日（水）以降）』を御確認ください。

担 当：県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎  
T E L：027-226-2148  
F A X：027-223-2944  
e-mail：y-fumi@pref.gunma.lg.jp